

## ■ 2020 年度 A 日程 一般入試 法律科目 試験 「民法」問題の出題趣旨・解説

### 【出題趣旨・解説】

(1) Aが、自己のBに対する貸金返還債権の満足を目的として、BのCに対する売買代金債権を差し押さえた場合に、Cが、BのDに対する貸金返還債務の連帯保証人としてBに対して取得した事後求償権を自働債権とする相殺（受働債権はBのCに対する売買代金債権）をもって、Aの取立請求に対抗することができるかを、検討させる問題である。いわゆる「差押えと相殺」の論点として、改正民法 511 条・改正前民法 511 条の解釈・適用を問うている。

改正前民法 511 条について築かれた判例法理は、無制限説と呼ばれ、差押債権者（本件ではA）の取立請求に対し、第三債務者（本件ではC）は、執行債務者（本件ではB）との間に一般的相殺適状（民 505 条 1 項）が成立しさえすればその相殺をもって対抗することができる（相殺の抗弁）のを原則とし、その自働債権の取得が受働債権の差押え（債権差押命令が第三債務者に送達された時点）に後れる場合に限って、例外的に相殺の対抗を封じられる（相殺障害の再抗弁）ものとする。

改正民法 511 条は、改正前民法 511 条についての判例法理を前提とし（改正民法 511 条 1 項）、従前の解釈をとりこんで相殺の対抗力を拡張させる明文規定（改正民法 511 条 2 項本文）を置き、たとえ自働債権の取得が受働債権の差押えに後れる場合でも、自働債権の発生原因が受働債権の差押えに先立つときは、例外の例外として、相殺の抗弁が復活する（相殺障害障害の再々抗弁）こととした。

(2) したがって、改正前民法 511 条によると改正民法 511 条 1 項によるとを通じて、CのDに対する連帯保証債務の弁済（主債務者Bに対するCの事後求償権取得の時点）が、BのCに対する売買代金債権に対するAの差押え（その差押命令がCに送達された時点）に後れる、という事実が認められる場合には、これがAによる相殺障害の再抗弁の事由となり、Cは、相殺の効果をAに対抗することを妨げられる。

(3) また、(2) の場合にもなお、改正前民法 511 条の解釈によると改正民法 511 条 2 項本文の規定によるとを通じて、CのBに対する事後求償権の発生原因を構成する「DB間の金銭消費貸借契約締結およびこれに基づくBの債務を主債務とするDC間の保証契約締結」が、BのCに対する売買代金債権に対するAの差押え（債権差押命令のCへの送達）に先立つ、という事実が認められるときは、これがCによる相殺障害障害の再々抗弁の事由となり、CはA

に相殺の効果を対抗できる結果を得ることができる、ように思われる（改正民法 511 条 2 項本文）。

（４） しかしながら、判例は、破産法についてではあるが、主債務者の破産手続開始前に締結された保証契約に基づく保証債務の弁済が同手続開始後になされた場合に、主債務者に対する事後求償権をもってする相殺の効果を破産管財人に対抗できる保証人とは、受託保証人に限る、との解釈を、破産法 72 条 1 項 1 号の規定の類推適用によることとして、明らかにした。

破産手続（包括執行）と強制執行手続（個別執行）との相似性にてらせば、受働債権の差押前に締結された保証契約に基づく保証債務の弁済がその差押え後になされた場合に、主債務者に対する事後求償権をもってする相殺の効果を差押債権者に対抗できる保証人とは、受託保証人に限る、と解すべきことになる。改正民法 511 条 2 項ただし書は、まさにそのような解釈が行われることを想定して、破産法 72 条 1 項 1 号に倣って導入された規定である。

したがって、保証債務弁済が受働債権差押えに後れるにもかかわらず C が事後求償権による相殺の効果を A に対抗することができるためには、C の B に対する事後求償権の発生原因を構成する「D B 間の金銭消費貸借契約締結およびこれに基づく B の債務を主債務とする D C 間の保証契約締結」が、B の C に対する売買代金債権に対する A の差押え（債権差押命令の C への送達）に先立つ、という事実だけでは足りず、「C は B から委託を受けて D との間で保証契約を締結した」との事実が伴わなければならない、と解すべきことになる。

以 上